

静岡県告示第409号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、浦川非出資漁業協同組合（内共第28号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和4年5月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
浦川非出資漁業協同組合 浜松市天竜区佐久間町浦川2865-1
- 2 漁業権の免許番号
内共第28号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和4年5月13日

内共第 28 号第 5 種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

別紙

改正前					改正後				
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第 6 条 第 2 条の規定により組合が定め、公示する場所において納付する時の遊漁料は、次の表のとおりとする。</p> <p>ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料の額は、次の表の遊漁料に<u>500円</u>を附加して得た額とする。</p>					<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第 6 条 第 2 条の規定により組合が定め、公示する場所において納付する時の遊漁料は、次の表のとおりとする。</p> <p>ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料の額は、次の表の遊漁料に<u>1,000円</u>を附加して得た額とする。</p>				
魚種	区域	漁具、漁法	遊漁料		魚種	区域	漁具、漁法	遊漁料	
			1 日	1 年				1 日	1 年
あゆ	全区域	友釣に限る	解禁日から 10 月 15 日 まで 2,000 円		あゆ	全区域	友釣に限る	解禁日から 10 月 15 日 まで 2,000 円	
あまご おいかわ うぐい	全区域	第 3 条にて 指定した漁 法	500 円	2,500 円	あまご おいかわ うぐい	全区域	第 3 条にて 指定した漁 法	500 円	2,500 円
2.・3. (略)					2.・3. (略)				

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。